

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 宝国洗心会(法人番号3140005023649)

監査実施日 令和6年11月14日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 「役員等報酬規程」によると、施設長等の施設職員が役員等の場合は、本規程の定めに拠らず、旅費規程の規定に則り、費用弁償されるものとする規定されているにもかかわらず、施設職員の役員に対して、「役員等報酬規程」の規定により、費用弁償が支給されていた。「役員等報酬規程」と「旅費規程」を整理し、過大に支給した分について、過去を含めて、支給を行った役員に対し返還請求を行うこと。	改善済